

令和7年度 藤沢青少年会館ご利用にあたって

＜はじめに＞

藤沢青少年会館を利用できる人は ①市内在住、在勤または在学の青少年 ②市内の青少年育成者 です。

※ ①、②にあげる者の利用に支障のない範囲で、一般の市民も利用できます。

※ 営利活動/宗教活動/政治活動/〇〇教室等の指導者主体の会、
また体験会/見学会/飲食を目的とした利用はできません。

使用方法

継続的な利用に適した団体登録利用、短期の利用に適した単発団体利用の2種類の方法があります。

1、【団体（サークル）登録利用】

事前に団体登録を行い、長期的に優先度の高い予約が出来る利用方法です。

構成員の内訳により青少年団体と一般団体の2種に分かれます。

団体区分	青少年団体	一般団体
対象	青少年健全育成を目的に活動し、 構成員の半数以上が市内在住/在勤 在学かつ6歳から30歳以下の 青少年で構成されていること	構成員の半数以上が 市内在住/在勤/在学であること
人数	5名以上	
活動回数	継続して利用見込みがあること	
利用時間	＜火曜日～土曜日＞ 9時～22時 ＜日曜日・月曜日＞ 9時～17時 1週間（月～日）に1回 1時間単位で3時間まで予約可能 ※利用当日に部屋が空いていれば、前後合わせて2時間まで延長申請可能 ※第3談話室・集会室は、平日の午前中のみ予約可能（一部期間を除く）	
利用可能な 部屋	体育室・団体活動室・第1談話室・第2談話室・第3談話室 和室・集会室	
使用料	免除	有料（下記1時間あたりの料金） 体育室：500円 団体活動室：200円 第1談話室：200円 和室：150円 第2談話室：200円 集会室：500円 第3談話室：200円
申請 （支払手続）	<u>2ヶ月先の申請が可能</u>	<u>1ヶ月先の申請が可能</u>
	・受付時間は9時から17時まで（休館日を除く） ・事前申請（支払い）※令和4年度から利用日当日申請（支払い）が可能となりました。 ・延長利用については利用当日のみ可	

●団体登録方法と使い方

- ・「青少年会館利用団体票」と「名簿」を藤沢青少年会館2階会館窓口に提出してください。（郵送可）

個人情報が含まれるため、メール・FAXによる提出はできません。

代表者が団体登録完了の連絡を受けた後、部屋の利用申請ができます（連絡まで1週間程かかります）。

- ・名簿に名前の記入のある方のみ部屋の利用ができます。

※登録時の内容に変更が生じた場合は速やかにお知らせください。

2、【単発団体（サークル）利用】

単発で部屋の使用をする場合の利用方法です。（利用毎に団体票の提出が必要）
構成員の内訳により単発青少年団体と単発一般団体の2種に分かれます。

団体区分	単発青少年団体	単発一般団体
対象・利用時間 利用可能な部屋・利用料金	青少年団体の表に同じ	一般団体の表に同じ
利用人数	3名以上	
申請 (支払手続)	利用日の2週間前から	利用日の1週間前から
	・受付時間は9時から17時まで（休館日を除く） ・利用当日の申込みは不可	

■利用申込方法

＜申請＞

・申込会について（団体登録利用のみ）

毎月まとめて申請（支払手続）を受付する申込会を実施しています。

- ・会場 藤沢青少年会館3階 第一第二談話室（変更する場合があります）
- ・日時 毎月最初の開館日（開場）9：00（受付締切）9：30

※2024年度現在は『書面による月初一斉申し込み』を行っています

・申込会以降の申請（支払手続）について（団体登録利用・単発団体利用）

- ・藤沢青少年会館2階窓口での受付となります。
- ・部屋の空き状況に関しては、会館窓口または電話にてお知らせができます。
（毎月頭にHPにて空き状況を更新しています。<https://f-mirai.jp/youth/fujisawa-2-2/circle-2>）

※申込会中は予約、空き状況の確認等のお問い合わせを受付できません。

・仮おさえについて

- ・電話、来館、申込会にて仮おさえができます。
- ・仮おさえ後1週間以内に窓口で申請（支払手続）をしてください。
- ・1週間以内に申請（支払手続）がない場合仮おさえは取り消されます。
- ・仮おさえであっても、キャンセルする際は連絡をお願いします。

※申込会当日は、仮おさえを受付できません。

※メール・FAXでの仮おさへの受付はできません。

■利用の取りやめ

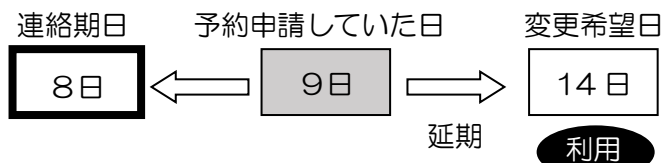
- ・利用の取りやめを希望の場合は、利用日前日までに窓口か電話等で連絡の上、必ず取りやめ届出書を窓口
に提出してください。取りやめの際は一度支払われた使用料は返金できません。

※当日の取りやめの場合連絡の有無にかかわらず取りやめ扱いとなります。（変更不可）

■利用日時の変更（取りやめ＋仮おさえの扱いとなります）

- ・利用日の変更を希望の場合は、使用料が変更前と同額の場合に限り、1度のみ可能です。
連絡を受けた時点で、元の予約は取り消しとなり、新たな予約は仮おさえとなります。
変更届が申請書の代わりとなり、変更届をもって予約確定となります。
- 延期（例1）と前倒し（例2）の場合で連絡期日が変わります。

<例1：延期のケース>



連絡は予約申請していた日の前日まで
変更届は連絡から1週間以内当日まで

<例2：前倒しのケース>



連絡、申請ともに当日まで
但し、繰り上げ日が連絡から一週間以上
ある場合は一週間以内に変更届を提出

※どちらの場合も連絡から1週間以内かつ、使用日までに変更届の提出が必要です。
変更届の提出がなかった場合は、変更前、変更後の部屋ともに使用ができませんので、お気を付けください。

■当日の部屋の使用について ☆部屋の貸し出し時間は準備・片付けを含む時間です。

- ・利用時は、利用申請書の控えをお持ちになって2階会館窓口で鍵と利用報告書を受け取ってください。
鍵の貸出しは申請した時間からになります。
- ・利用後は部屋の清掃、机・椅子・備品の配置の復元を行い、
使用申請時間終了までに鍵と記入済みの利用報告書を窓口にお持ちください。
- ・お部屋の利用時に、貸出し可能な物品があります。鍵の貸し出しの際にお申し出ください。

ホワイトボードマーカーセット / マグネット / CDラジカセ / 電気蚊取り器 等

- ・館内は全面禁酒・禁煙です。
- ・退出時は必ず施錠してください。
- ・受付を介さず入室することはできません。
- ・鍵を借りる前の入室は違反となります。

■窓口受付・お問い合わせ

- ・窓口受付時間は 9：00～17：00 です。（休館日を除く）
- ・お問い合わせ先

藤沢青少年会館（藤沢市朝日町 10-8）

電 話 0466 - 25 - 5215

F A X 0466 - 28 - 9567

■開館時間・休館日

- ・開館時間

日曜日・月曜日 9：00～17：00

火曜日～土曜日 9：00～22：00

- ・休館日

第3月曜日（第3月曜日が祝・祭日にあたる場合は翌日）

年末年始（12/28～1/4）

■駐車場・駐輪場のご案内 ※藤沢青少年会館周辺は駐車・駐輪禁止です

- ・駐車場は藤沢市朝日町立体駐車場を利用できます。

会館利用時は割引の対象になりますので、駐車券を2階窓口までお持ちください。

＜お部屋のご利用で来館した場合＞

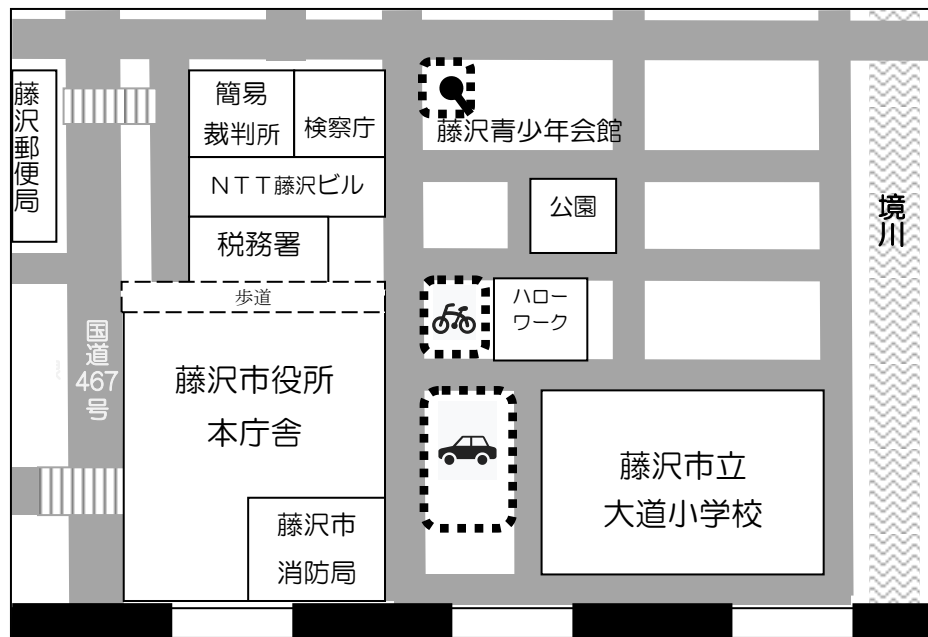
割引 （最初の60分）350円→150円 （以後30分毎）170円→70円

＜申込み等で来館した場合＞

2時間まで免除

- ・二輪車でお越しの際は藤沢青少年会館専用の駐輪場をご利用ください。

駐輪場と駐車場の場所（ -駐輪場 -駐車場 -歩道橋 ）



■お部屋の使用料一覧

	1 時間	2 時間	3 時間
体育室	500 円	1000 円	1500 円
団体活動室	200 円	400 円	600 円
第 1 談話室	200 円	400 円	600 円
第 2 談話室	200 円	400 円	600 円
第 3 談話室	200 円	400 円	600 円
第 1・第 2 談話室	400 円	800 円	1200 円
和室	150 円	300 円	450 円
集会室	500 円	1000 円	1500 円